

阪急バス株式会社からの一般乗合旅客自動車運送事業の運賃の  
上限変更の認可申請に係る審議（５回目）

1. 日 時

令和５年７月１１日（火） １０：３０～１０：５５

2. 場 所

WEB審議

3. 出席者

<委 員>

堀川義弘（会長）、和田貴志（会長代理）

山田攝子、二村真理子、三浦大介、大石美奈子

<国土交通省>

事案処理職員：運輸審議会審理室 渋谷、木村、浅井、宮田、本間、廣井、堤、  
近田

4. 議事概要

- 事案処理職員から令和５年７月４日（火）の討議を踏まえた答申案について説明を聴取し、委員相互間で討議を行った。

（注）事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第７条の２の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。